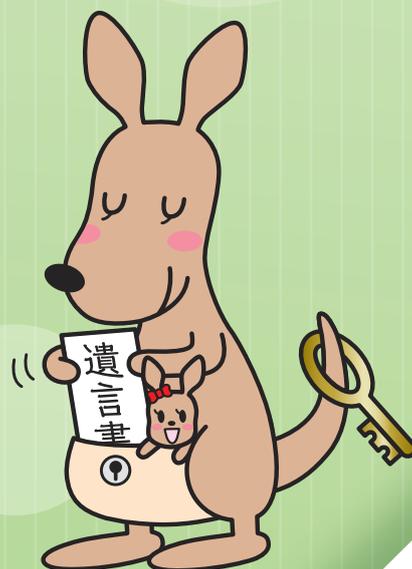


国民の権利と財産を守る

法務局

Legal Affairs Bureau



人権イメージキャラクター

人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

法務省民事局

目 次

法務局の沿革	3
法務局の組織	3
登記事務 ～資本主義経済の基盤～	4
不動産登記	
相続登記の促進	
法定相続情報証明制度	5
長期相続登記等未了土地の解消	
自筆証書遺言書保管制度（2020年7月10日施行）	
登記所備付地図の整備	6
筆界特定制度	
商業・法人登記及び電子認証制度	7
動産譲渡登記・債権譲渡登記	
成年後見登記	
戸籍・国籍事務 ～日本国民の証～	8
供託事務 ～預けて安心～	
人権擁護事務 ～基本的人権の尊重～	9
訟務事務 ～国を当事者とする訴訟等の適正な処理～	
法務局における一般的なキャリアパス	10
研修制度	11
キャリアステップ	12
仕事と育児の両立支援制度の活用	14
ワークライフバランスの充実	15

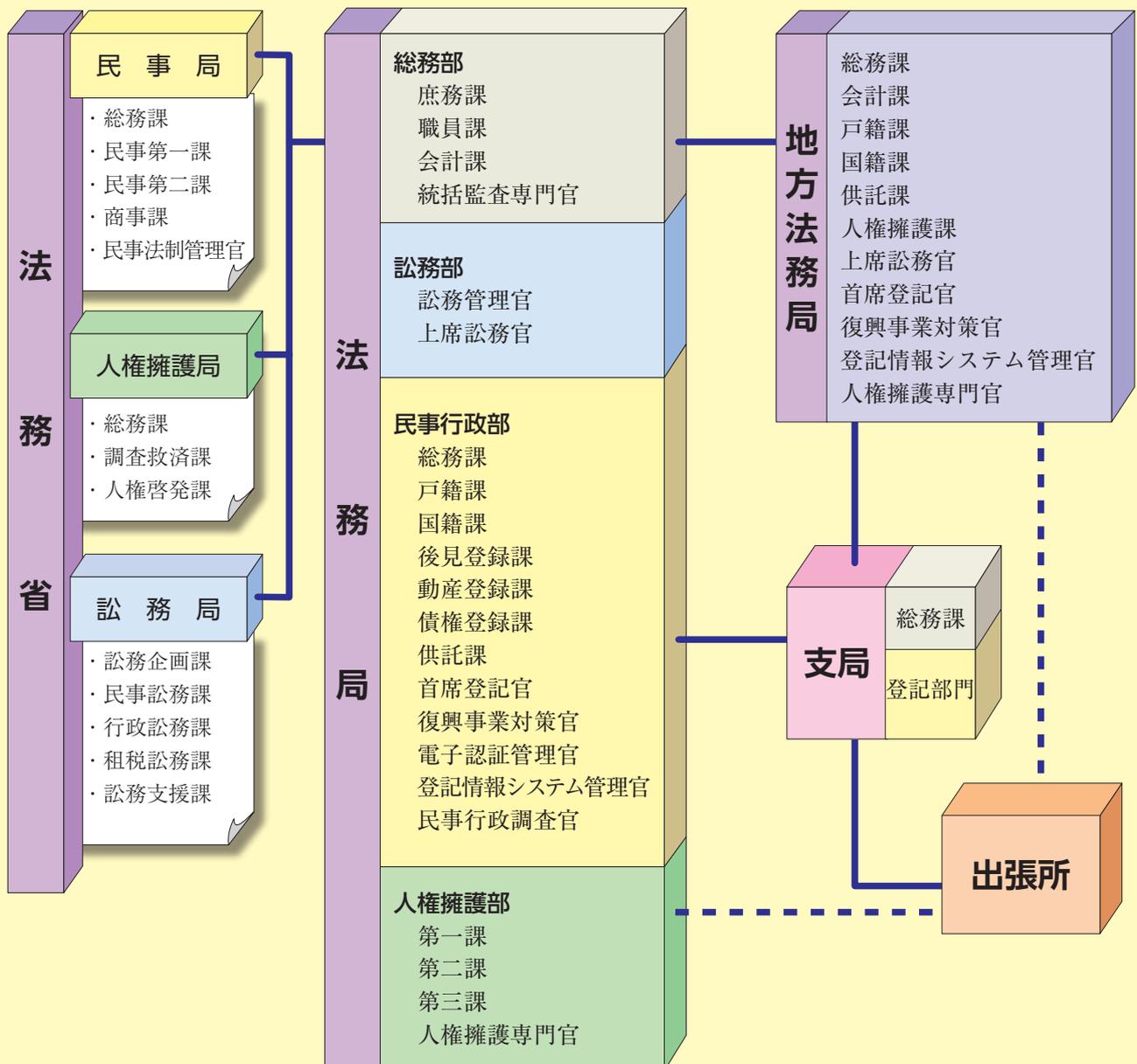
くらしの中の法務局



法務局の沿革

- ◆ 昭和 22 年 5 月 3 日 新憲法、裁判所法施行
裁判所から「司法事務局」として独立
 - ・ 「戸籍、登記、供託、公証、司法書士等に関する事務」を所掌する行政機関として発足
- ◆ 昭和 24 年 6 月 1 日
「法務局及び地方法務局」と改称
 - ・ 昭和 24 年 6 月 1 日
「訟務及び人権擁護に関する事務」が所掌事務に加わる。
 - ・ 昭和 25 年 7 月 1 日
「国籍に関する事務」が所掌事務に加わる。
 - ・ 昭和 35 年 4 月 1 日
「表示に関する登記の事務」が所掌事務に加わる。
- ※ 昭和 25 年 7 月 31 日、「土地台帳及び家屋台帳に関する事務」として税務署から移管されたが、台帳と登記簿が一元化され、表示登記制度が創設された。
- ※ 平成 10 年に債権譲渡登記、同 12 年に成年後見登記及び商業登記に基礎を置く電子認証、同 17 年に動産譲渡登記、同 18 年に筆界特定の各事務を所掌事務に加える。
- ※ 平成 29 年に法定相続情報証明制度の運用を開始した。

法務局の組織



不動産登記

【概要】

不動産登記とは、私たちの大切な財産である土地や建物の所在・面積のほか、所有者の住所・氏名などについて、民法や不動産登記法に精通した登記官(法務局職員)が登記簿に記録し、一般公開する制度です。登記事項証明書は、手数料を納めれば、誰でも請求することができます。

登記事項証明書の見本

●所有権の移転の登記

土地や建物を買って自分が所有者になったということを誰にでも主張できるようにするための登記



●抵当権の設定の登記

土地や建物を担保にして銀行などからお金を借りるときに設定する登記



このように、不動産に関する情報を登記簿に記録し、公示することで、国民の権利の保全を図り、不動産の取引の安全と円滑を図っています。

相続登記の促進

【相続登記がされていない問題について】

所有者が死亡した後も相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記により所有者の所在が直ちに判明せず、又は、判明しても連絡がつかない「所有者不明土地」が生じ、まちづくりのための公共事業が進まないなど様々な場面で問題となっています。また、相続登記未了は、適切な管理がされていない空き家の増加の要因の一つとの指摘もあるため、法務局においては、相続登記の促進に向けて、各種取組を行っています。

相続登記とは

- ・不動産の所有者（登記名義人）が死亡した際に行う所有権の移転の登記のことです。
- ・法定の相続分による場合、遺言に基づく場合、遺産分割協議に基づく場合などがあります。

法務局では、相続登記の促進を図る具体的な方策として、以下の取組を推進しています。

- 法定相続情報証明制度
- 長期相続登記等未了土地の解消作業
- 自筆証書遺言の保管制度

法定相続情報証明制度

【概要】

相続人が、戸籍関係書類等とともに、被相続人や相続人の氏名等の法定相続情報を記載した一覧図を法務局に提出すると、その記載内容を登記官が確認して、対外的に証明する制度です。

【メリット】

本制度の利用者に、相続登記のメリットや、登記を行わないことのデメリットを登記官が説明し、相続登記を促します。また、登記申請や様々な相続手続における手続的負担の軽減ができ、社会全体のコスト削減の効果も期待できます。

長期相続登記等未了土地の解消

【概要】

長期間、相続登記が未了になっている土地について、相続人となり得る者が誰かを登記官が調査し、登記官が職権で登記記録に長期相続登記等未了土地である旨等を記録し、直接相続人に通知を行い、相続登記を促す取組です。

【メリット】

- 調査で判明した相続人に対して、登記官が直接、相続登記を促すことができます。
- 調査書類を登記申請に使用することができ、相続人の書類を用意する負担が軽減されます。
- 公共事業等の実施主体が土地の所有者を探索するコストを削減することができます。

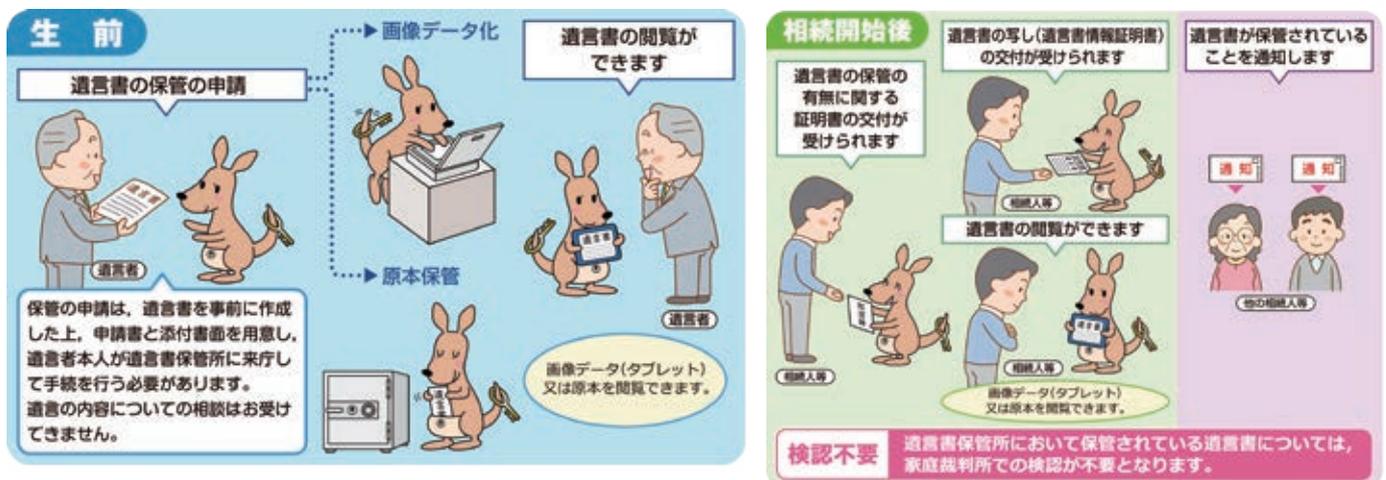
自筆証書遺言書保管制度（2020年7月10日施行）

【概要】

自筆証書遺言に係る遺言書を法務局で保管し、遺言者の死亡後に、相続人・受遺者らは、遺言書の保管の有無を調べたり（「遺言書保管事実証明書」の交付請求）、遺言書の内容を明らかにした証明書の請求（「遺言書情報証明書」の交付請求）ができ、また、遺言書の閲覧をすることができる制度です。

【メリット】

遺言書の紛失や隠匿等の防止を図るとともに、その存在の把握を容易にすることにより、遺言者の最終意思の実現と相続手続の円滑化を図ることができます。加えて、相続財産に不動産が含まれる場合には、相続登記の促進の効果も期待できます。



登記所備付地図の整備

【登記所備付地図とは】

登記所には、土地の位置や形状、筆界（土地と土地の間の境界線）を明確にするため、精度の高い測量の成果に基づき作成された地図を備え付けるものとされており、この地図を、登記所備付地図といいます。

なお、登記所備付地図のない地域においては、地図に準ずる図面（いわゆる「公図」）が備え付けられています。

公図とは

公図とは、土地の形状や地番が書かれているものの、精度が高いとはいえない図面の俗称であり、その多くは明治時代の地租改正により作成された図面（旧土地台帳附属地図）です。

【地図を作るメリット】

○都市の再開発が進み、大規模商業施設等が増えて、経済活動が活発になります。

○大規模災害が起こった場合であっても、土地の買収が容易になり、復旧・復興事業を迅速に行うことができます。

○隣地との境界が明確になるため、隣人との境界争いが起きる心配がありません。

【登記所備付地図の整備の概要】

1 登記所備付地図作成作業（平成27年度～令和6年度）

全国の人口集中地域を対象（10か年、合計200km²）

2 大都市型登記所備付地図作成作業（平成27年度～令和6年度）

地図の整備が特に困難な大都市や地方の拠点都市を対象とした地図作成作業（10か年、合計30km²）

（具体例）

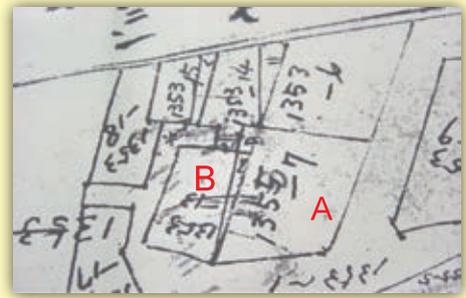
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設整備予定地域周辺で実施
- 大規模商業・産業施設整備予定地域周辺で実施
- リニア中央新幹線等の公共インフラの経済的効果の高い施設等の整備予定地域周辺で実施

3 震災復興型登記所備付地図作成作業

東日本大震災の被災地を対象（宮城県、福島県及び岩手県）（6か年、合計18km²）（平成27年度～令和2年度）

平成28年熊本地震の被災地を対象（熊本県）（5か年、合計3.6km²）（令和2年度～令和6年度）

公図



登記所備付地図



筆界特定制度

【概要】

筆界特定制度とは、土地の筆界をめぐる紛争の予防・早期解決に資するため、筆界特定登記官が現地における筆界の位置を判断する制度です。

【制度の特色】

- 裁判より簡易迅速に筆界を特定
- 土地家屋調査士等の専門家の関与による中立・公正な判断
- 関係人に対する意見陳述の機会の付与による手続保障の充実
- 資料収集・調査を法務局が行い、申請人の負担を軽減



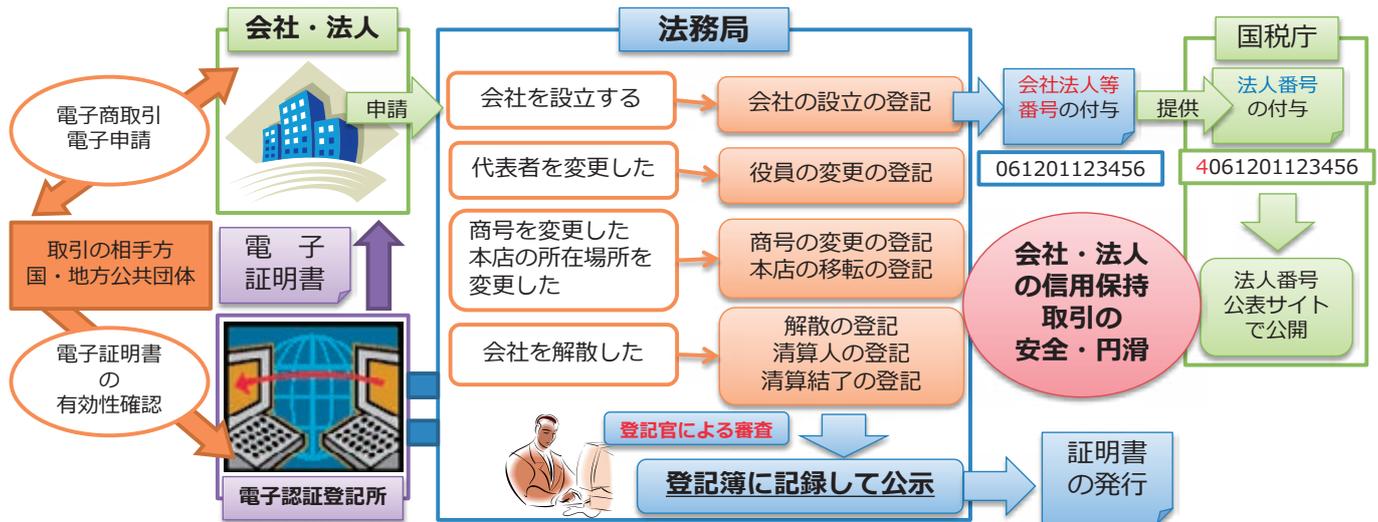
商業・法人登記及び電子認証制度

【商業・法人登記とは】

会社・法人は、設立の登記をすることによって成立し、法人格が与えられます。そして、商号や代表者名など、会社・法人の重要な情報を登記簿に記録して公示しています。これにより、会社・法人の信用を維持し、取引の安全と円滑を図る役割を果たしています。

【電子認証制度とは】

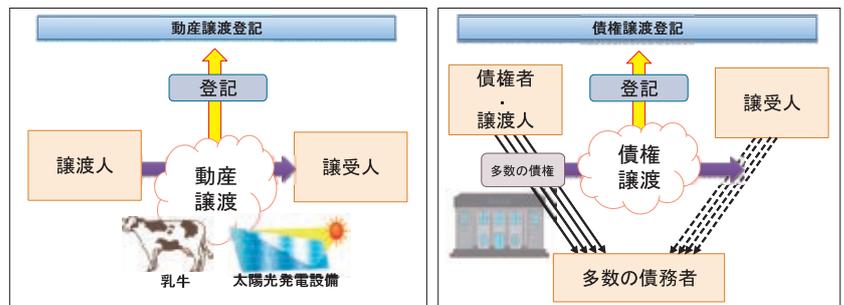
近年、インターネットを利用した電子商取引や電子申請が増加していますが、法務局では、商業・法人登記の情報に基づき、会社・法人の代表者等が電子情報を作成したことを証明するための電子証明書を発行し、電子取引社会における会社・法人の認証基盤としての役割を果たしています。



動産譲渡登記・債権譲渡登記

【概要】

動産譲渡登記は法人がする動産（在庫商品、機械設備、家畜等）の譲渡について、債権譲渡登記は法人がする金銭債権の譲渡について、民法の特例として第三者対抗要件となるものであり、動産や債権を利用した企業の資金調達の円滑化に貢献する役割を果たしています。



成年後見登記



【概要】

成年後見制度は、認知症などの理由により判断能力の不十分な本人（被後見人等）に代わって、後見人が財産管理や各種契約等の法律行為をすることなどによって、本人を保護・支援する制度です。

成年後見等が開始した場合には、東京法務局において成年後見登記がされ、この登記に基づいて、全国の法務局では成年後見登記に関する証明書を交付しています。

戸籍・国籍事務 ～日本国民の証～

【戸籍事務とは】

戸籍制度は、日本国民の一人一人について、その出生から死亡に至るまでの親族的身分関係を登録し、公証する唯一の制度です。戸籍事務は、市区町村で取り扱われますが、全国統一的に処理されるよう、法務局では、管轄区域内の市区町村に対し、助言、勧告、指示等を行っています。

【国籍事務とは】

法務局では、外国人の帰化許可申請や国籍取得届などの受付、受理、審査など、国籍に関する事務を行っています。日本国籍を有することで、参政権が認められるなど、外国人とはその法的地位に大きな違いがあるため、国籍に関する事務は極めて重要なものです。



～無戸籍者解消に対する取組～

日本国民は、出生届が提出されることによって戸籍に登録されることとなりますが、様々な理由により出生届が提出されることなく、戸籍に登録されていない方（無戸籍者）がいます。無戸籍者は、各種行政サービスが受けられないなどの不利益があることから、早期に無戸籍状態が解消されることが望まれています。

法務局における無戸籍者解消の取組等については、法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html) においても紹介しています。

供託事務 ～預けて安心～

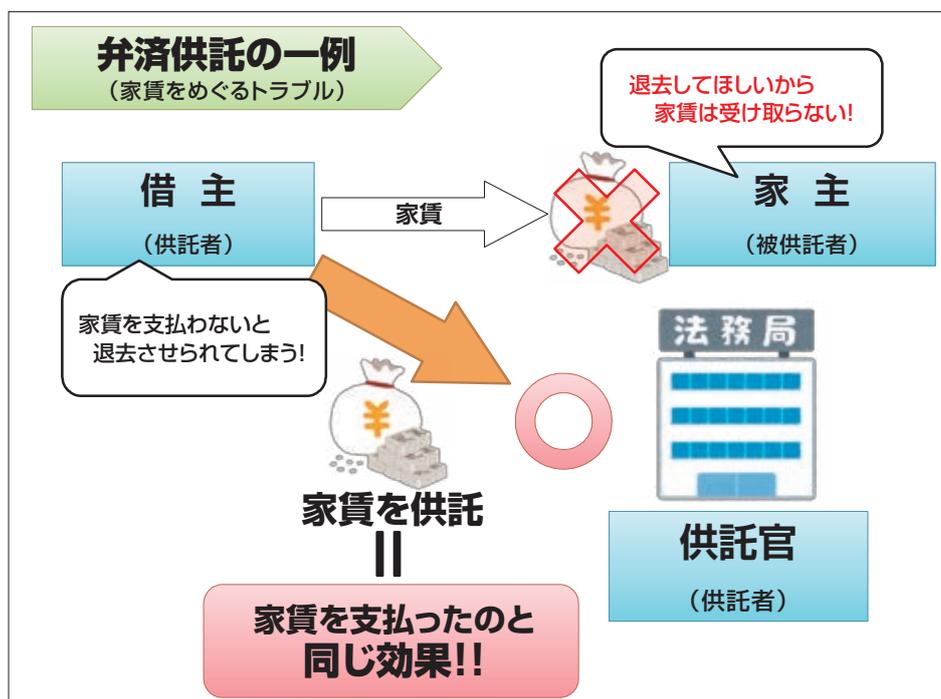
【概要】

供託とは、供託者が、ある目的（債務の弁済など）をもって、金銭などを供託所（法務局）に提出し、最終的に供託所がその財産をある人（被供託者）に取得させることによって、その目的を達成させるための制度です。

【供託の種類】

供託には、弁済と同じ効果が生ずる弁済供託を始めとして、様々な種類（一定の営業を行うに当たって必要とされる営業保証供託や選挙に立候補するためにする選挙供託など）があります。

これらの供託は、いずれも国民の権利保全や紛争予防等のために、重要な役割を果たしています。



人権擁護事務 ～基本的人権の尊重～

【概要】

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱の一つです。人権の擁護は、全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指す取組です。



人権啓発活動



子どもの人権 SOS
ミニレター (小学生用)

【活動内容】

法務局では、全国の約 14,000 人の人権擁護委員と連携して、人権侵害による被害者の救済を図る調査救済活動や、人権尊重の理念を広めるための人権啓発活動などを行っています。

訟務事務 ～国を当事者とする訴訟等の適正な処理～

【概要】

訟務とは、国を当事者とする訴訟等について、国を代表し、国の立場から裁判所に対する申立てや主張・立証などの活動を行うことをいいます。

訟務事務を行う法務局の職員は、国の指定代理人として、法と証拠に基づいた適正な訴訟活動を行います。また、行政庁からの求めに応じて、政策実行前の段階から、提訴リスクや敗訴リスクに関する法的助言を行うことで、紛争を未然に防止するための活動（予防司法支援）も行っています。

このように、訟務は、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する重要な役割を果たしています。

【具体的な訴訟の例】

- ・アスベスト訴訟
- ・原爆症認定訴訟
- ・基地関係訴訟
- ・水俣病関係訴訟
- ・C 型肝炎訴訟
- ・B 型肝炎訴訟
- ・原子力関係訴訟
- ・福島原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟
- ・諫早湾干拓関係訴訟
- ・マイナンバー訴訟
- ・安保法制関係国家賠償請求訴訟
- ・旧優生保護法訴訟



模擬法廷

法務局における一般的なキャリアパス

< 係員相当職 >

- ・一般職員
- ・登記専門職

など



< 係長相当職 >

- ・係長
- ・登記官
- ・表示登記専門官
- ・訟務官

など



< 課長補佐相当職 >

- ・課長補佐
- ・統括登記官
- ・上席訟務官

など



< 課長相当職 >

- ・課長
- ・首席登記官
- ・訟務管理官

など



< 局長・部長相当職 >

- ・局長
- ・次長
- ・部長

など



18~
歳

3
歳

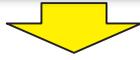
4
歳

5
歳

研修制度

地方
研修

<初等科研修> (約1か月間)
法務局職員としての心構え, 新任職員として必要な基礎的法律知識・技能の修得



<中等科研修> (約2か月間)
法務局職員としての心構え, 中堅係員として必要な基本的法律知識・技能の修得



<専修科研修> (約2か月間)
指導的立場の中堅職員として必要な法律知識・技能の修得, 社会的識見の涵養



<高等科研修> (約3か月間)
将来の幹部職員として必要な高度の法律知識・法律的素養の修得, 社会的識見の涵養

<中央測量技術講習> (約5か月間)
不動産の表示に関する登記及び筆界特定の事務並びに登記所備付地図の作成作業について中心的役割を担い得る者の養成

<登記専攻科研修> (約1か月間)
登記部門の指導的職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得, 社会的識見の涵養

<訟務担当官研修> (約2週間)
訟務担当官として必要な専門的知識・技能を修得



<新任統括登記官研修> (約1週間)
統括登記官として必要な高度の専門的知識・技能の修得

<新任課長研修> (約1週間)
戸籍課長, 国籍課長及び供託課長として必要な高度の専門的知識・技能の修得

<専門科研修> (約2~3週間)
訟務部門及び人権擁護部門の課長級職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得

<管理科研修> (約2週間)
課長・支局長等として必要な管理能力の修得



<管理研究科研修> (約1週間)
局長・部長として必要な高度の管理能力の修得



講義形式



セミナー形式

中央
研修



研修所・千葉県浦安市

1年目（新規採用者）

仙台法務局民事行政部不動産登記部門
係員 田代 真琴



私は、大学で法律を学びその知識をいかすことができること、また業務説明会や官庁訪問に参加し、職員の方々の雰囲気良かったことが決め手となり法務局を志望しました。

現在、仙台法務局民事行政部不動産登記部門において、登記申請の調査・記入事務を担当しています。業務は分からないことが多いですが、職場の雰囲気が良く、些細な疑問も周りの上司や先輩方が丁寧に教えてくださるので、安心して業務に取り組んでいます。最近では、複雑な登記申請の調査にも取り組んでおり、成長と日々のやりがいを感じています。

法務局には、私が携わっている不動産登記以外にも法人登記、人権擁護、供託、戸籍、訟務などの業務があります。どの業務も国民の生活と密接に関係しており、それが法務局の魅力であると感じています。社会人となり働く上で、職場の環境は非常に重要だと思います。

皆さんも是非多くの職場説明会等に参加して、自分に合った職場を探してください。その中で「法務局はいいぞ」と思っただけなら幸いです。皆さんと一緒に働ける日が来ることを楽しみに待っています。

1年目（新規採用者）

広島法務局人権擁護部第二課
係員 鍛冶川 里菜



私は、現在、広島法務局人権擁護部第二課において、人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動などの業務を担当しています。具体的には、日々、国民の皆様から相談を受ける中で、パワハラ、セクハラ、いじめ、虐待、差別などの人権侵犯の疑いのある事案に接した際は、事実関係の調査を行い、事案に応じた適切な救済措置を講じています。

学生時代は、文学を学んでいたもので、法律に触れる機会はほとんどありませんでした。そのため、採用当初は不安に思うことも多くありました。しかし、分からないことがあっても、上司や先輩方が基礎から丁寧に指導してくださるので、安心して業務に取り組むことができます。

法務局の仕事は多岐にわたり、幅広い専門知識を求められます。仕事を通じて知識を広めることができ、自分の成長を実感できる職場だと思っています。

法務局の業務に少しでも関心のある方は、是非、業務説明会や官庁訪問にお越しいただき、その魅力を知ってください。

皆さんと一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。

7年目（係員級）

横浜地方法務局国籍課
係員 香川 知則



私は、現在、横浜地方法務局国籍課に所属しています。国籍課は、主に日本の国籍に関する業務を取り扱う部署であり、私は、外国籍の方が日本の国籍を取得する帰化手続や日本人が日本国籍を離脱するための手続などについて、相談、受付及び審査を担当しています。

国籍課では、日本の法律だけではなく、外国の法律についても理解することが重要であり、さらに、申請者などから話を聞く機会も多いため、コミュニケーションスキルを磨くことも必要となります。業務の難しさを痛感することもあります。日本国籍の取得や離脱は、その方の人生に大きな影響を与えることであり、そのような重要な業務に携わることができることに、日々やりがいを感じています。

私は、これまで、法人登記、不動産登記の業務に携わり、今年で入局7年目となります。法務局の仕事は、多岐にわたり、各業務で専門的な知識が必要となります。各種研修は充実しており、どの職場でも先輩方から温かい指導やサポートを受けられる良い環境にあります。ぜひ、私たちと一緒に仕事をしませんか。

24年目（係長級）

札幌法務局訟務部
訟務官 居城 美佐子



私は現在、訟務部において、国を当事者とする訴訟の代理人として、訴状や答弁書の作成・提出、期日対応といった業務に携わっています。

訟務部では、国の利害に関係のある争訟について、国の立場から裁判所に対して申立てや主張・立証などの活動を行っており、私たち訟務官は、法曹資格を有する訟務部長や部付検事とともに、訴訟対応に当たっていますが、担当する事件は多種多様であり、時には、世間の耳目を引く事件を担当することもあるため、自分の職務に対する責任感を強く感じる場面もあります。

部内では、日々、部長や部付検事、上司や後輩と活発な議論が交わされ、とても賑やかで刺激的な職場です。また、その議論から生まれた主張等に基づき、部付検事が書面を作成していく過程を間近で感じることで、論理的な考え方や、それを文章で表現する方法等、様々な知識・能力を身につけることができる職場だと感じています。

訟務事務は、専門的な知識を要する部分も多く、苦勞を感じることもありますが、その分、他の業務とは違った充実感を味わうことができますので、国の訴訟代理人として、法務局職員として、やりがいを持って取り組むことのできる魅力的な業務であると強く感じています。

38年目（課長級）

和歌山地方法務局登記部門
首席登記官 吉田 公香



現在、土地の所有者が死亡した後も長期間にわたり相続による所有権の移転の登記等がされず、所有者の特定が困難になり、災害復興などの公共事業に伴う用地取得等に支障を来すなど、いわゆる所有者不明土地問題が顕在化しています。そこで、法務局では、この問題に対応して相続登記を促進する方策として、法定相続情報証明制度に基づく法定相続情報一覧図の写しの交付、長期相続登記等未了土地解消作業などの施策に取り組んでいます。これらの新しい施策は、「打って出る」施策であるといえます。これらの施策は、法務局がこれまで国民の信頼に応え適正な業務を担ってきたことの評価として取り組んでいるものです。もちろん、これまでの法務局の中心的な業務である、不動産登記、商業・法人登記についても、社会情勢に応じて改正がされていますので、常に学びの心を持ち続けることが大切です。若い皆さんにとって前向きに業務に取り組むことができる職場だと思いますので、是非、一緒に働きましょう。

38年目（局長・部長級）

札幌法務局
局長 數原 裕一



私は法務局に入局して、38年目となります。

この間、法務局では、登記事務、会計事務を経験させていただき、本省では、国会事務、法務省関連法律の立案事務、会社法施行に伴う登記手続の変更に係る事務、登記事項証明書発行事務の民間委託への移行に係る事務、人権擁護事務などを経験させていただきました。このように多種多様な業務を経験できたこと、業務を通じて人生経験豊富な多くの方々と出会えたことにより、自分自身が成長し、充実した人生を送ってこれたと実感しております。

さて、私にこのような実感を与えてくれた法務局について、3つの宣伝をさせていただきます。

1つ目は、法務局には、国民生活に密着した様々な種類の業務があることです。具体的には、官房、登記、戸籍、供託、人権、訟務など業務は多岐に渡っていて、自分が好きな業種を選んで、得意とする業種を極めることができます。

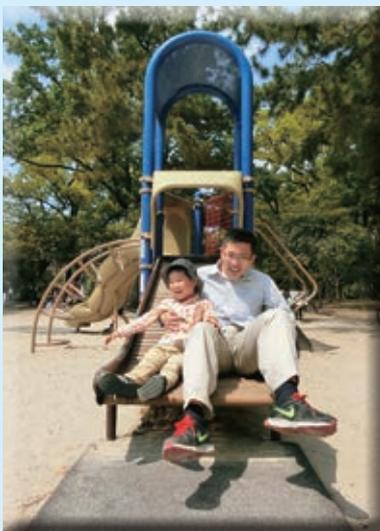
2つ目は、法務局は、ここ数年、所有者不明土地問題を始めとする国の課題に積極的に取り組むことにより、関係各方面から高評価を受けており、国や国民のニーズに応えるという観点から、必要不可欠な官署となっていることです。

3つ目は、「法務局は人で持つ」と言われており、この言葉のとおり、法務局の職場には良い上司、先輩、同僚が多くいることです。

皆さんには、ぜひ、法務局の一員となっただき、充実した職場人生を送っていただけるよう期待しています。

仕事と育児の両立支援制度の活用

名古屋法務局民事行政部不動産登記部門
登記相談官 竹内 力



私は、長男出生時に約2か月、二男出生時に約5か月、二男が3歳となる直前に約2か月、育児休業を取得しました。最初の育児休業では、家事やおむつの取り替えなど、頑張りました。二回目の育児休業では二人の育児が必要となり、さらに大変さが増しましたが、妻とともに二人の子の出生時から育児に携わることができたことは、今後味わうことのできない貴重な体験であり、自分にとってかけがえのない財産となりました。また、私が育児休業を安心して取得できたのも、育児休業に当たり快く送り出してくれた職場の方々のおかげであり、深く感謝しています。

現在は、子の幼稚園等への送迎のため、育児時間と休憩時間の短縮の制度を利用しています。そのため、限られた勤務時間の中で効率よく業務を行うよう心がけています。法務局には仕事と家庭生活を両立するための充実した制度があります。これからもこのような職場であり続けるために、私も仕事・育児に頑張っていきたいと思います。



<利用している（又は利用したことのある）制度>

- ・育児休業（平成26年5月27日～7月18日、平成29年3月13日～8月25日、令和2年2月1日～4月3日）
- ・育児時間（令和2年4月6日～毎日1時間）
- ・休憩時間の短縮（令和2年4月6日～毎日15分）

札幌法務局民事行政部法人登記部門
登記調査官 北島 陽子



私には二人の娘があり、出産後にそれぞれ育児休暇を取得しました。子が3歳になるまでは、育児休暇を取得することが可能なので、長女の時には1歳まで、二女の時は1歳半まで休暇をいただき、じっくりと子育てする時間をいただきました。二女の育児休暇明けからは、朝の1時間に育児時間を取得しているため、ゆとりをもって保育園への送り出しができています。

私の夫も法務局職員ですが、立会い出産、産前の準備や産後の手続、育児のために1週間ほど休暇を取得することができたので、大変助かりました。

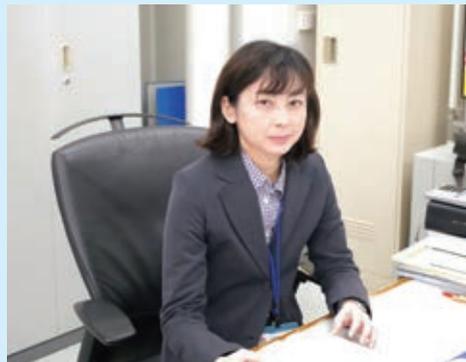
法務局では、育児に関する様々な制度や保障等がありますので、個々の実情に合わせて選択ができ、育児との両立がしやすく大変働きやすい職場だと思っています。

また、二女の時には、長女の時よりも育児休業中の給付金の支給割合が増えたり、より男性の育児参加に対する職場の理解が深まったり、年々育児を取り巻く環境が変化しているのだと感じます。

仕事と子育ての両立は大変だと感じることも多々ありますが、周りからのサポートを受けられることに感謝し、これからの日々を大切に過ごしていきたいと思っています。

<利用している（又は利用したことのある）制度>

- ・育児休業（平成24年10月3日～平成25年9月30日、平成29年2月1日～平成30年3月31日）
- ・育児時間（平成30年4月2日～毎日1時間）



ワークライフバランスの充実

津地方法務局鈴鹿出張所
登記専門職 **橋本 拓人**



法務局に採用されて今年で7年目になりますが、採用当時から仕事も余暇も両方楽しむことを目標に毎日を過ごしています。趣味はランニングで、社会人になって何気なく始めたのですが、続けているうちに夢中になり、業務終了後や休日に時間を見つけて走っています。最近では、休暇を利用して各地のマラソン大会にエントリーするようになり、コースを完走できたときは達成感でいっぱいです。また、大会後にはそれぞれの地域を観光できるので、ランニングと旅行の両方を満喫しています。

このように充実した余暇を過ごすことで、心身共にリフレッシュすることができ、新鮮な気持ちで仕事に臨むことができます。そして、仕事では余暇の時間が確保できるよう、効率よく業務をこなせる方法を模索しながら、自らのスキルアップに励んでいます。

法務局では、ワークライフバランスの充実を推進しており、職員一人一人が休暇を取得しやすい職場環境づくりが行われています。ワークとライフの両方の充実に向けて今後も取り組んでいきたいと思っています。



神戸地方法務局会計課
係員 **小泉 憲子**



私は平成29年度に入局し、現在4年目になります。学生の時から興味や関心を持つ事が多く、旅行、スノーボード、野球観戦、美術館巡りなど、社会人になった今もこれらの趣味に充てる時間を大切にしています。

中でも野球観戦は、友達の影響で昨年からその魅力にハマっています。平日の業務終了後や休日には、阪神タイガースの応援や高校野球を観戦するために、地元の甲子園球場へ足を運び、大きな声で応援したり、熱いプレーで周り盛り上がったりと、日常とは違う空気感を楽しんでいます。

また、休暇を利用した旅行も楽しみの一つであり、今年の正月休暇は念願のシン

ガポールでの年越しを実現させました。法務局は、比較的まとまった休みを取得しやすい職場であるため、次の休みにはどこに行こうか、などと計画を立てることで、仕事へのモチベーションも高く維持することができます。

私の周りには、私生活を充実させ、生き生きと仕事をしている職員が多く、とても働きやすい職場だと感じています。今後も普段の趣味活動で心身のリフレッシュを図りながら、仕事に励みたいと思います。



詳しくは

法務局

検索

局名	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
東京法務局	東京都	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎	102-8225	(03) 5213-1234
横浜地方法務局	神奈川県	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎	231-8411	(045) 641-7461
さいたま地方法務局	埼玉県	さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	338-8513	(048) 851-1000
千葉地方法務局	千葉県	千葉市中央区中央港 1-11-3	260-8518	(043) 302-1311
水戸地方法務局	茨城県	水戸市三の丸 1-1-42 駿優教育会館	310-0011	(029) 227-9911
宇都宮地方法務局	栃木県	宇都宮市小幡 2-1-11	320-8515	(028) 623-6333
前橋地方法務局	群馬県	前橋市大手町 2-3-1	371-8535	(027) 221-4466
静岡地方法務局	静岡県	静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎	420-8650	(054) 254-3555
甲府地方法務局	山梨県	甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎	400-8520	(055) 252-7151
長野地方法務局	長野県	長野市大字長野旭町 1108 長野第二合同庁舎	380-0846	(026) 235-6611
新潟地方法務局	新潟県	新潟市中央区西大畑町 5191 新潟法務総合庁舎	951-8504	(025) 222-1561
大阪法務局	大阪府	大阪市中央区谷町 2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	540-8544	(06) 6942-1481
京都地方法務局	京都府	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町 197	602-8577	(075) 231-0131
神戸地方法務局	兵庫県	神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎	650-0042	(078) 392-1821
奈良地方法務局	奈良県	奈良市高畑町 552	630-8301	(0742) 23-5534
大津地方法務局	滋賀県	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	520-8516	(077) 522-4671
和歌山地方法務局	和歌山県	和歌山市二番丁 3 (和歌山地方合同庁舎)	640-8552	(073) 422-5131
名古屋法務局	愛知県	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	460-8513	(052) 952-8111
津地方法務局	三重県	津市丸之内 26-8 津合同庁舎	514-8503	(059) 228-4191
岐阜地方法務局	岐阜県	岐阜市金竜町 5-13	500-8729	(058) 245-3181
福井地方法務局	福井県	福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎	910-8504	(0776) 22-5090
金沢地方法務局	石川県	金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎	921-8505	(076) 292-7810
富山地方法務局	富山県	富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎	930-0856	(076) 441-0550
広島法務局	広島県	広島市中区上八丁堀 6-30	730-8536	(082) 228-5201
山口地方法務局	山口県	山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2号館	753-8577	(083) 922-2295
岡山地方法務局	岡山県	岡山市北区南方 1-3-58	700-8616	(086) 224-5656
鳥取地方法務局	鳥取県	鳥取市東町 2-302 鳥取第2地方合同庁舎	680-0011	(0857) 22-2191
松江地方法務局	島根県	松江市東朝日町 192 番地 3	690-0001	(0852) 32-4200
福岡法務局	福岡県	福岡市中央区舞鶴 3-5-25	810-8513	(092) 721-4570
佐賀地方法務局	佐賀県	佐賀市城内 2-10-20	840-0041	(0952) 26-2148
長崎地方法務局	長崎県	長崎市万才町 8-16	850-8507	(095) 826-8127
大分地方法務局	大分県	大分市荷揚町 7-5 大分法務総合庁舎	870-8513	(097) 532-3161
熊本地方法務局	熊本県	熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第2合同庁舎	862-0971	(096) 364-2145
鹿児島地方法務局	鹿児島県	鹿児島市鴨池新町 1-2	890-8518	(099) 259-0680
宮崎地方法務局	宮崎県	宮崎市別府町 1-1 宮崎法務総合庁舎	880-8513	(0985) 22-5124
那覇地方法務局	沖縄県	那覇市樋川 1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	900-8544	(098) 854-7950
仙台法務局	宮城県	仙台市青葉区春日町 7-25 仙台第3法務総合庁舎	980-8601	(022) 225-5611
福島地方法務局	福島県	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎	960-8021	(024) 534-1111
山形地方法務局	山形県	山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎	990-0041	(023) 625-1321
盛岡地方法務局	岩手県	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第2合同庁舎	020-0045	(019) 624-1141
秋田地方法務局	秋田県	秋田市山王 7-1-3	010-0951	(018) 862-6531
青森地方法務局	青森県	青森市長島 1-3-5 青森第二合同庁舎	030-8511	(017) 776-6231
札幌法務局	最寄りの法務局等	札幌市北区北8条西 2-1-1	060-0808	(011) 709-2311
函館地方法務局	にお尋ねください。	函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎	040-8533	(0138) 23-7511
旭川地方法務局		旭川市宮前 1条 3-3-15 旭川合同庁舎	078-8502	(0166) 38-1111
釧路地方法務局		釧路市幸町 10-3	085-8522	(0154) 31-5000
高松法務局	香川県	高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎	760-8508	(087) 821-6191
徳島地方法務局	徳島県	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	770-8512	(088) 622-4171
高知地方法務局	高知県	高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	780-8509	(088) 822-3331
松山地方法務局	愛媛県	松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎	790-8505	(089) 932-0888



人権イメージキャラクター
人KEN まもる君

ひとりで
悩まず
相談してね



人KEN あゆみちゃん

人権相談（平日の午前8時30分～午後5時15分）

- ・みんなの人権110番 0570-003-110
- ・子どもの人権110番(通話無料) 0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン 0570-070-810
- ・外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911
- ・インターネット人権相談受付窓口 <https://www.jinken.go.jp/>

